

沖縄県 CS アドバイザー派遣実施要領

令和 7 年 3 月 10 日沖縄県教育庁生涯学習振興課長決裁

最終改正令和 8 年 6 月 18 日

1 趣旨

市町村教育委員会又は公立学校からの要請に応じ、コミュニティ・スクールの立上げや推進体制の構築に向けて助言を行う実践者（以下「CSアドバイザー」という。）を派遣し、コミュニティ・スクールの設置等に関する助言を行うとともに、県内全域において市町村と公立学校との関係の構築や情報の共有を推進するなど、コミュニティ・スクールの設置や取組の充実に資することを目的とする。

2 対象

県内の市町村教育委員会及び公立学校

3 助言事項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定によるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入及び取組の充実等、コミュニティ・スクールの推進体制の構築に関する事項

4 CSアドバイザーの選任

CSアドバイザーは、コミュニティ・スクールの立上げや推進体制の構築に関する専門的な識見を有する者の中から、年度ごとに沖縄県教育庁生涯学習振興課長（以下「課長」という。）が選任し、任期は当該年度末日までとする。

5 派遣の要請

派遣を要する市町村教育委員会又は公立学校は、CSアドバイザー派遣申請書（様式第 1 号）を課長へ提出するものとする。

6 派遣の決定

課長は、前項の規定による要請があったときは、その内容を審査し、CSアドバイザー派遣決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

7 CSアドバイザーの派遣

課長は、前項の規定によりCSアドバイザーの派遣を承認したときは、派遣要請の内容に適任と

認めるCSアドバイザーを派遣するものとする。

8 助言の内容

CSアドバイザーは、コミュニティ・スクールの設置や取組を推進するため、次の助言等を行うものとする。

- (1) 学校運営協議会制度に関する助言・指導
- (2) コミュニティ・スクールの立上げに関する助言・指導
- (3) コミュニティ・スクールの取組の充実に関する助言・指導
- (4) コミュニティ・スクールの推進体制構築に関する助言・指導
- (5) その他コミュニティ・スクールの設置や取組の充実を促進するうえで必要な事項に関する助言・指導

9 報告

CSアドバイザー派遣を受けた市町村教育委員会又は公立学校は、CSアドバイザー派遣結果報告書（様式第3号）にCSアドバイザーによる助言・指導内容が分かる議事録等を添付して、課長に報告するものとする。

10 派遣回数

同一市町村又は同一校への複数回の派遣を認める。

11 派遣経費

CSアドバイザー派遣に関する経費のうち謝金及び旅費については、県が予算の範囲内で負担するものとする。

12 その他

CSアドバイザーは、県生涯学習振興課の要請により、県の主催する研修会、協議会及び連絡協議会並びにその他の会議へも必要に応じ出席し、コミュニティ・スクールの設置や取組を推進するため助言を行う。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年6月18日から施行する。

(様式第1号)

沖縄県CSアドバイザー派遣申請書

年 月 日

(提出先)

沖縄県教育庁生涯学習振興課長

(申請者)

所属名

代表者名

(公 印 省 略)

CSアドバイザーの派遣を次のとおり申請します。

会議名・研修会名	
テ ー マ	
内 容	
希 望 日 時	年 月 日 曜日 (: ~ :)
場 所	
参加対象及び 予定人数	

※テーマ、内容については、できるだけ具体的に御記入ください。

(様式第2号)

沖縄県CSアドバイザー派遣決定通知書

年 月 日

様

沖縄県教育庁生涯学習振興課長
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のありましたCSアドバイザー派遣については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

会議名・研修会名	
テーマ	
派遣日時	年 月 日 曜日 (: ~ :)
派遣場所	
派遣CSアドバイザー	

(様式第3号)

沖縄県CSアドバイザー派遣結果報告書

年 月 日

(報告先)

沖縄県教育庁生涯学習振興課長

所属名
代表者名

(公 印 省 略)

CSアドバイザーの派遣結果について、次のとおり報告します。

会議名・研修会名	
テーマ	
派遣日時	年 月 日 曜日 (: ~ :)
派遣場所	
参加対象及び人数	
成果(感想)	
今後の取組	

※CSアドバイザーによる助言・指導内容がわかる議事録等を添付してください。